

スズキグループ従業員および退職者の皆様へ

団体扱自動車保険のご案内

2025年度団体扱割引率改定

現在の
ノンフリート
等級を継承!^{*1}

同居の親族のお車も
契約対象!

退職後も団体扱
割引適用
OK!

給与引去で
らくらく!

さらに団体扱契約は一般契約に比べて **約31%割安!**^{*2}

^{*1} 他の保険会社、JA共済、全労済等を含みます。ただし、一部の共済を除きます。

^{*2} スズキグループの団体扱割引は27.5%です。団体扱割引27.5%は、保険期間の始期日が2025年9月1日から2026年8月31日までの契約に適用されます。割引率は、団体の損害率等により毎年見直されます。団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。

※上記割引率は、次のとおり、団体扱割引等を連算して算出しております。 ※取扱商品、各保険の名称や補償内容等は引受保険会社によって異なります。

一時払の場合: $1 - \{(1 - \text{団体扱割引} \cdot 27.5\%) \times (1 - \text{団体扱一時払割引} \cdot 5\%)\} \approx 31.1\%$ 、分割払の場合: $1 - \{(1 - \text{団体扱割引} \cdot 27.5\%) \div (1 + \text{一般契約分割割増} \cdot 5\%)\} \approx 30.9\%$

団体扱 自動車保険

新規契約・切替 ★相談コーナーにお立ち寄りください。

新規契約

スズキ団体 見積りサービス



現在ご契約中の自動車保険の保険料を見直しませんか?

- 8項目の簡単な情報登録でご利用いただけます。
 - 1週間程度でお見積りをご案内します。
 - お見積りにあたり、**保険証券・自動車検査証記録事項**をご用意ください。
- 同居のご家族のお車もご契約できます。



ご利用 手順

- ①右の二次元コードを携帯電話・スマートフォン等で読み取ってください。
 - ②スズキ団体扱自動車見積りサービスサイトで8項目入力。
 - ③保険証券・車検証の写真をアップロード。
 - ④送信日から一週間程度でお見積りをご郵送いたします。
- ※ご登録いただいた情報をもとに、所属団体へ本人確認を行わせていただく場合がございます。

二次元
コード



満期 の更新

電話募集 インターネット



●インターネット

スズキビジネスで検索! 弊社のホームページからお手続きできます。 <https://www.suzuki-business.co.jp/hoken>

損保ジャパンに
ご加入の方は

損保ジャパン
WEB更新サービスはこちら

東京海上日動に
ご加入の方は



ご都合の良い時間にパソコン、
スマホでお手続きできます。

※一部お手続きできない契約もございます。

スズキ
グループの
皆様へ



●コールセンター

TEL.080-3634-9346

【受付時間】平日 9:00~18:00

無料 相談承り中!! \土、日もゆっくりに相談できます/

★保険相談コーナー篠原(土、日営業) ☎053-447-1718
浜松市中央区篠原町21339(しのはらプラザ3F) ●営業時間 平日 8:45~18:30 土・日 9:45~18:30

★保険相談コーナー都田(土曜営業) ☎053-488-5700
浜松市中央区大原町437-22(プラザ都田セルフSS内) ●営業時間 10:00~18:00(水曜・日曜定休)

取扱
代理店

株式会社スズキビジネス 保険事業部

〒431-0201 浜松市中央区篠原町21339(しのはらプラザ3F)

TEL.053-447-1718 FAX.053-448-5417



引受保険
会社



東京海上日動火災保険株式会社 担当課 静岡自動車営業部 スズキ室

静岡県浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクタワー10階 TEL.053-454-8946

2025年7月作成 承認番号:25TX-001421

損害保険ジャパン株式会社 モビリティ第三部 スズキ室

静岡県浜松市中央区旭町12-1 遠鉄百貨店新館 事務所フロア11F TEL.050-3808-7814

承認日:2025年7月4日 承認番号:SJ25-03930

このチラシは、自動車保険(団体扱)の概要をご説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店にご請求ください。ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●団体扱の対象となる方/ご契約者は、スズキ株式会社またはその系列会社の従業員の方(その団体から毎月給与の支払を受けている方)、および退職者にかぎりませんが、記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、ご契約者の他、ご契約者の配偶者、ご契約者または配偶者の同居のご親族の方・別居の扶養親族の方とすることができます。対象となる系列会社については取扱代理店までお問い合わせください。保険契約者が団体の構成員でなくなった場合や「保険料の集金に関する契約書」に定められた定足数不足等により、団体扱特約が失効した場合は残りの保険料を一括してお支払いいただくこととなります。団体の構成員でなくなった場合は、取扱代理店までご連絡ください。本保険の対象となる社員・退職者の範囲には制限があります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。